

第 5 次長野県水環境保全総合計画の概要

水大気環境課

■ 計画の趣旨等

- 長野県水環境保全条例に基づく長野県における水環境の保全を図るための総合的な計画
- 長野県が目指す水環境保全の基本的方向や推進方向を明示
- 県民、事業者、行政が連携・協働して地域特性を生かしながら保全活動を実施

■ 計画期間

平成 25 年度から 29 年度までの 5 か年間

■ 水環境保全の施策

水環境を保全するため、3つの「水環境保全の方針」に基づき施策を展開

① 水資源の保全と適正な利活用

- 地下水賦存量の把握
- 河川維持流量の確保
- 地下水の涵養 ●森林、農村部、都市部
- 水源地域の保全 ●土地取引等の事前把握 ●公的関与の推進
- 地下水利用のルールづくり
- 水の利活用 ●地下水の利活用 ●自然エネルギーの普及促進
●節水と水の再利用 ●災害時の地下水利用
●水道事業の安定的な経営

② 安心安全な水の保全

- 浄化対策 ●河川、湖沼、地下水
- 水質監視 ●河川、湖沼、地下水、水道水源
- 発生源対策 ●特定汚染源、非特定汚染源
- 水に関する危機管理対策

③ 快適な水環境の保全

- 水辺地、水辺空間の保全 ●親水性に優れた水辺づくり ●自然との共生
- 水辺地における生態系の保全 ●豊かな生物多様性の確保
- 環境教育、環境学習の推進 ●学習機会の充実
- 快適な水辺環境の維持 ●住民や地域活動主体との情報共有 ●情報発信
- 地域の水文化の継承 ●地域の水文化の継承